大分県防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領

(趣旨)

- 第1 この要領は、大分県防災ヘリコプター運航管理要綱(以下「要綱」という。) 第16条第4項に規定する一般行政活動に、大分県防災ヘリコプター(以下「防災ヘ リ」という。)を使用する場合の基準について、必要な事項を定めるものとする。 (使用の原則)
- 第2 一般行政活動としての使用は、必要最小限に留めるものとする。
- 2 要綱第17条第1項の緊急運航を要する事態が生じた場合には、これを優先させるものとする。

(使用申込)

第3 一般行政活動に使用予定のある庁内各課室長(企業局、各種委員会等を含む。 以下「各課長等」という。)は、毎年2月末日までに、翌年度の利用予定について 防災ヘリコプター年間運航計画(様式第1号)により防災航空隊を経由し運航管理 責任者に提出するものとする。

(使用手続)

第4 防災ヘリの使用予定がある者は、使用日の2ヵ月前までに防災ヘリコプター月間運航計画(様式第2号)及び、防災ヘリコプター使用申請書(様式第3号)を添えて防災航空隊を経由し運航管理責任者に提出するものとする。

(使用承認)

- 第5 運航管理責任者は、第4の申請があったときは、その使用目的及び内容等について運航責任者と協議のうえ、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。
- 2 運航管理責任者は前項により承認した場合は、防災ヘリコプター使用承認書(様式第4号)を交付するものとする。

(搭乗場所)

第6 搭乗場所は、防災航空隊基地を原則とする。

(使用結果の報告)

- 第7 運航管理責任者は、月間の運航実績を総括責任者に報告するものとする。 (費用負担)
- 第8 運航に要する費用 (燃料代) については、使用する課において負担するものと する。

附則 この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年2月9日から施行する。